

## 入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月20日

宮城県遠田郡美里町長 相澤 清一



### 1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 物品名 令和7年度美里町小型動力ポンプ付積載車購入
- (2) 納入場所 遠田郡美里町字塔ノ越81番地4
- (3) 納入期限 令和8年3月31日
- (4) 物品等概要 ・車両本体及び付属品 一式 ・小型動力ポンプ及び付属品 一式  
・艀装取付装置 一式 ・装備品 一式
- (5) 支払条件 一括払い
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格 設定しない。
- (8) 入札方法 条件付一般競争入札（入札後審査郵送方式）

### 2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

令和7・8年度美里町入札参加資格の承認を受けている業者で、下記の条件を満たしていること。

登録業種	自動車
事業所の所在地に関する条件	宮城県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。
納入実績等に関する条件	過去10年間に国（独立行政法人を含む。）、地方公共団体が発注した小型動力ポンプ付積載車を納入した実績を有すること。
その他の条件	別紙入札後審査郵送方式条件付一般競争入札公告共通事項に示すとおり

### 3 入札担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	美里町総務課	0229-33-2103	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 【本庁舎】
発注担当課	美里町防災管財課	0229-33-2142	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 【本庁舎】

### 4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
設計図書等の閲覧	令和7年10月20日（月）から 令和7年11月14日（金）まで	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町総務課、美里町公式ホームページ
質問の受付	令和7年10月28日（火）から 令和7年10月29日（水）まで	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町総務課
回答書の閲覧	令和7年11月4日（火）から 令和7年11月14日（金）まで	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町総務課
入札書受付締切	令和7年11月17日（月） （同日午後4時まで到達したものを有効とする。ただし、配達証明付郵便に限る。）	郵送先 〒987-8602 遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町総務課
開札	令和7年11月19日（水） 午前10時20分から	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町役場3階会議室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	遠田郡美里町北浦字駒米13番地 美里町総務課

（注1）上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（注2）設計図書等とは、当該業務に係る仕様書、図面及び契約条項等をいう。

### 5 入札参加時の提出書類

入札参加を希望する者は、以下の書類を配達証明付郵便にて提出するものとする。（持参は認めない。）

- (1) 入札書（消費税及び地方消費税、自賠責保険、登録諸経費等を含む金額）
- (2) その他入札執行者が必要と認めた書類（担当者の名刺）

### 6 資格審査時の提出書類

入札執行者から開札後入札参加確認書類の提出を求められた落札候補者は、下記の書類を速やかに提出すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 納入実績等確認調書（様式第2号）【契約書等の納入実績が分かる書類の写しを添付】
- (3) 指名停止確認調書（様式第3号）
- (4) 委任状（代表者以外の者が、上記の書類を提出する場合）
- (5) その他入札執行者が入札参加資格及び仕様確認のため必要と認めた書類  
※上記の様式は、美里町公式ホームページよりダウンロードできる。

### 7 設計図書等の閲覧

設計図書等に関しては、美里町公式ホームページよりダウンロードできる。

### 8 その他

- (1) 本入札の応札者が1社の場合でも入札は有効とする。  
なお、地方自治法施行令第167条の6第2項の規定により、入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札者は、7日以内に所定の契約書により町と物品購入仮契約を締結するものとし、契約の効力は、美里町議会の議決を経たから生じるため、それまでは仮契約の扱いとなる。
- (3) その他の事項は、別紙「入札後審査郵送方式一般競争入札公告共通事項」に示すとおりとし、美里町公式ホームページにて閲覧できる。
- (4) 本入札に関する規定は、「美里町建設工事執行規則」及び「美里町建設工事条件付一般競争入札及び指名競争入札参加心得」を準用するので、必読すること。  
なお、条文中にある「建設工事」・「工事」を「物品」に読み替える。